

DLB の臨床診断基準が 12 年ぶりに改訂されました

新旧いずれの診断基準でも DLB の診断には進行性の認知機能低下（認知症）があることが必須である点は共通です（図 1・2）。さらに、旧診断基準（図 1）では中核的特徴や示唆的特徴を合併状態により臨床的確定または疑いと分類されていました。一方、新診断基準（図 2）では臨床症状と検査所見（バイオマーカー所見）を明確に分けた点が特筆に値します。また、旧診断基準では示唆的特徴であった REM 睡眠行動異常症が中核的特徴に格上げされた点、および、示唆的バイオマーカーとしてドパミントランスポーター異常、MIBG 心筋シンチ異常、筋活動抑制を伴わない REM 睡眠を睡眠ポリグラフで確認すること、が独立して診断基準を構築している点が新診断基準の特徴です。さらに、「抗精神病薬に対する過敏性」が示唆的特徴から支持的特徴に格下げとなり、「嗅覚低下」と「過眠」が新たに支持的特徴に追加された点が目新しい変更点です。

図 1 : 旧 DLB 診断基準 Neurology. 2005;65:1863-72.

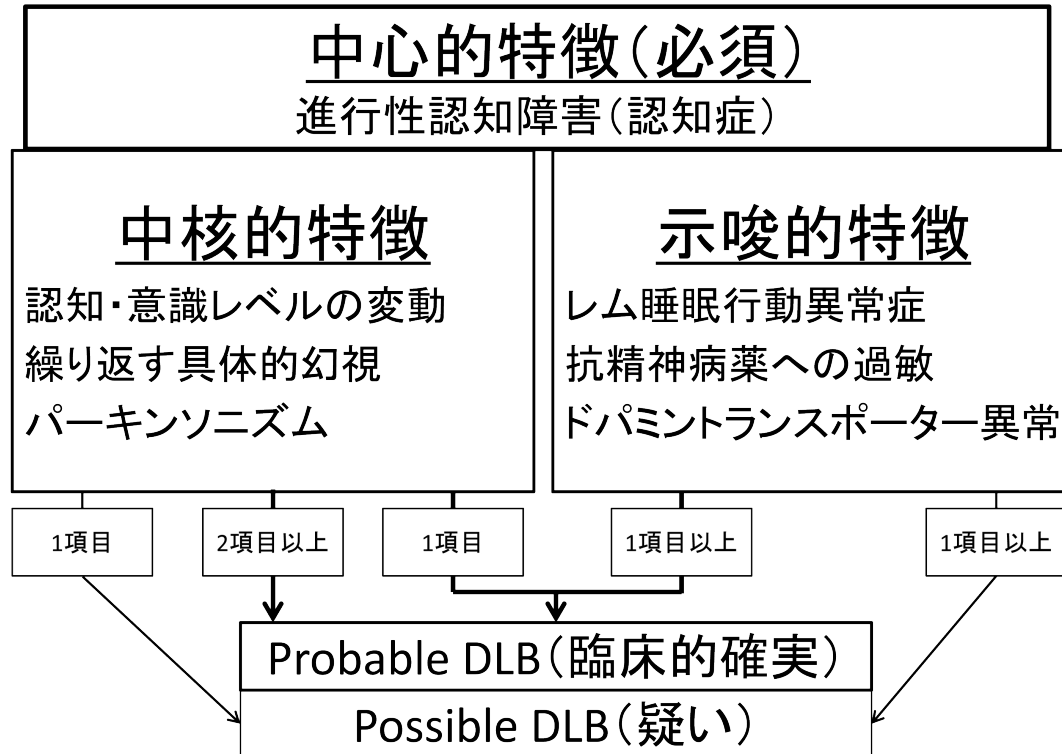


図 2: 改訂 DLB 診断基準 Neurology 2017;89:1-13

